

発議第3号

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書案

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛て提出するものとする。

平成26年6月26日提出

提出者 和歌山市議会議員

戸田正人

宇治田清治

岩井弘次

姫田高宏

永野裕久

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書案

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたにもかかわらず、ろう学校では手話は抑制されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、その後、日本政府は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めてきた。

2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」において、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められたところである。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、政府及び国においては、下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供たちが手話を身につけ、学べ、自由に使え、さらには言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。